



福島復興再生計画の主な改定内容

◆ 特定帰還居住区域に係る記載の追加

■ 特定帰還居住区域の復興及び再生に関する基本的な考え方

- ・ 令和5年の福島特措法の改正により、「特定帰還居住区域」が制度として創設
- ・ 帰還困難区域を抱える市町村は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国からの認定を受け、特定帰還居住区域の復興及び再生を推進
- ・ 各市町村の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、国は責任をもって取り組む必要
- ・ 県においても、国、市町村等関係機関と連携して課題解決に取り組む

■ 特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策

- ・ 市町村の特定帰還居住区域復興再生計画の認定を早期に行うことができるよう、国、県、市町村が緊密に連携しながら、必要な取組を推進
- ・ 国の「住民の意向を踏まえた多様な帰還の在り方を認める」との方針を踏まえ、復興及び再生に取り組む
- ・ 国による事業代行等の特例や除染等の措置等に関する特例等を活用した復興及び再生の推進

◆ 復興の進捗等に伴う記載の整理

- 福島国際研究教育機構の設立や特定復興再生拠点区域の避難指示解除など、復興の進捗に伴う内容の整理